

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 平成31年4月4日
東京都作業部会確認年月日 平成31年4月10日事業名 選手村総合診療所における磁気共鳴断層撮影装置（MR I装置）の調達
案件名 同上

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること		本件は、東京 2020 大会時に選手村に開設される総合診療所の運営に必要な検査機器の調達であり、選手村総合診療所はパラリンピック中も運営される。 このため、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づき、パラリンピック経費を都、国、組織委員会で負担する事項である。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		選手村総合診療所の運営は組織委員会が実施することから、運営に必要な機器の調達も一括して執行することが効率的かつ効果的といえる。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	開催都市契約運営要件において、選手村総合診療所における MRI 画像診断の提供が規定されている。	
	効率性	設置方式について、MRI を車載する方法か室内設置にするか等を検討した上でより経済的である室内設置を選択するなど、効率性について十分配慮していることを確認した。 また、機種を選定についても、IOC と調整の上、必要最低限の製品仕様にし、経費削減を図っていることを確認した。	
	納得性	複数者から見積りを徴取し、比較検討の上、金額を計上していることを確認した。 指名競争入札によって業者を決定することにより、一般的な市場価格が反映されることを確認した。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		本件は、パラリンピック実施に当たり必要な事業であり、公費負担の対象として適切といえる。 V3 予算内に収まっていることを確認しているが、今後発生する選手村総合診療所に係る経費全体が、V3 予算の金額を超過しないこと。	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。